

栃木県庁子育て応援行動計画 平成24年度の取組状況

1 子育て応援チェックリスト集計結果 (対象：全所属長、本人又は妻が妊娠中の職員及び3歳未満の子を養育する職員)

○＝回答結果が80%以上 ●＝回答結果が70%未満
★＝認識の差が20%以上(職員の回答結果の方が低い場合に表示)

(1) 子育ての各段階における支援

実施項目	職員	所属長	認識の差
① 職員の育児計画聴き取りの際のプライバシー等の配慮	○	○	
② 本人又は配偶者の妊娠報告後の適正な執行体制の確保	○	○	
③ 妊娠に配慮した職場の環境づくりのためのグループ内会議等の実施		○	
④ 育児休業復帰時の業務分担の検討	○	○	
⑤ 育児参加プログラムの提出(男性職員のみ)	○	○	
⑥ 育児参加プログラム提出時の所属長等との面談の実施(男性職員のみ)	○	○	

(2) 仕事と子育てを両立させる働き方の実現

実施項目	職員	所属長	認識の差
⑦ 人事ヒアリング時の所属長等による職員の子育て状況の把握	○	○	
⑧ 育児休業等を取得しやすい職場の環境づくりのためのグループ内会議等の実施		○	
⑨ 超過勤務縮減に向けたグループ内会議等の実施		○	★
⑩ 毎週水曜日の定時退庁日の周知・徹底	○	○	
⑪ 連続休暇取得のための計画表の作成、グループ内の声の掛け合い	○	○	
⑫ 子どもの突発的な病気等の際の休暇取得のためのバックアップ体制の確保	○	○	
⑬ リフレッシュ運動目標値を意識した超過勤務の縮減・休暇取得推進	○	○	

2 育児休業等取得率等H24年度データ ※出産サポート休暇…配偶者の出産時に連続5日以上取得する休暇

	目標値 (H26まで)	育児休業等取得率 (B+C)/A	H24年度新規育児休業対象者(A)		
				うち育児休業承認者(B)	うち出産サポート休暇取得者(C)
男性職員	55.0%	19.8%	91名	2名	16名
女性職員	100.0%	100.0%	68名	68名	—

※ 他に男性職員の育児休業取得者1名(H23年度以前の新規育児休業対象者)

※ 配偶者の出産時の平均取得休暇日数は約2日6時間/人

【集計結果等概要】

- ◎男性職員の育児休業等取得率は、55%の目標に対し、現在の取得率は半分以下の19.8%であり、昨年度と比較して6.8ポイント減少した。
- ◎所属長による各種取組は全般的によく行われているが、以下の点について課題がある。
 - ・グループ内会議等の実施について、所属長の回答結果と職員の回答結果に差があり、グループレベルでは実施されていない実態が見受けられる。(③、⑧、⑨)
 - ・3歳未満の子を養育する男性職員の育児参加プログラムに係る取組みの項目で、育児参加プログラムを「ほとんど実践できなかった」割合が増加。出産サポート休暇の平均取得日数も減少している。

3 今後の取組

～フェイス トゥ フェイスによるコミュニケーションの推進～

・誰もが生き生きと働ける職場づくりのために、下記3項目について積極的に実施

- ① 職員は所属長やグループリーダー(GL)等に対して**育児計画を必ず報告する**。男性職員は**育児参加プログラムを提出し**、所属長等は未提出の職員に**プログラムの提出を呼びかける**。
- ② GL等は①の育児計画(育児参加プログラム)に基づいて**必ずグループ内会議等の場を設け**、情報の共有化、効率的な業務の進め方、超勤縮減等について**活発な意見交換**を行う。
- ③ 所属長は職員から報告を受けた**育児計画等(男性職員は育児参加プログラム)をもとに面談の実施を徹底し**、育児に参加しやすい職場の環境づくりを推進する。特に、妻が出産予定である男性職員には**出産サポート休暇や育児休業を取得するよう呼びかける**。また、所属長はグループ内会議の実施等について、GL等に対して指導を行うだけでなく、**グループ内での適切な措置が取られているのか確認**する。